

## 所得税及び住民税(所得割)

所得金額	×	適用税率	＝	税額
------	---	------	---	----

### 1. 主な所得の適用税率

・所得税率は超過累進税率になっており、「課税される所得金額」が増加するごとに税率は上昇します。

下記速算表の適用税率を乗じたあと、控除額を控除して計算します。

・住民税率は、「課税される所得金額」にかかわらず一律 10%です。

課税される所得金額	所得税		住民税 税率
	税率	控除額	
～ 195万円	5%	0	一律 10%
195万円 ～ 330万円	10%	97,500円	
330万円 ～ 695万円	20%	427,500円	
695万円 ～ 900万円	23%	636,000円	
900万円 ～ 1,800万円	33%	1,536,000円	
1,800万円 ～ 4,000万円	40%	2,796,000円	
4,000万円 ～	45%	4,796,000円	

### 2. その他の主な所得の区分と適用税率

区分	所得税	住民税
土地等長期譲渡所得金額	30%	9%
土地等短期譲渡所得金額	15%	5%
株式等譲渡所得金額	15%	5%
先物取引雑所得金額	15%	5%

### 3. 事例による税額計算

事業所得金額(各種所得控除金額控除後)400万円、株式等譲渡所得金額100万円の場合

該当する所得区分	所得税	住民税
上記1に該当する金額 400万円	$400\text{万円} \times 20\% - 427,500\text{円}$ $= 372,500\text{円}$	40万円
上記2の「株式等」に該当する金額 100万円	$100\text{万円} \times 15\%$ $= 150,000\text{円}$	5万円

※平成49年分までは復興特別所得税が別途課税されます。

復興特別所得税の額 = 上記計算により求めた所得税額の2.1%

※住民税には別途「均等割」が課税されます。